

平成 31 年 4 月 1 日

社会福祉法人久慈市社会福祉事業団行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内 容

目標 1 : 育児・介護休業法に関する制度の周知及び啓発を行う。

<対 策>

平成 31 年 4 月 1 日～

制度に対するパンフレット及び諸規程などを回覧し、いつでも目の通せる場所に
備え付けるなどして、全職員の理解を深め、全職員で休業予定者の不安を軽減する
よう理解を深める。

目標 2 : 男性職員の配偶者が出産した際の特別休暇等の取得を推進する。

<対 策>

平成 31 年 4 月 1 日～

事務局会議等において周知するとともに、各事業所において制度の周知を図る。

目標 3 : 所定外労働時間の縮減を図る。

<対 策>

平成 31 年 4 月 1 日～

超過勤務の縮減やノー残業デーなどについて各事業所で原因分析を行うとともに、
会議等で検討を行い、電子システムの導入など縮減に向けて調整を行う。